

熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議設置要綱

制定 令和7年2月3日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門家会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 有機フッ素化合物の調査・研究に関すること
- (2) 原因究明に向けた調査・研究に関すること
- (3) 埋立処分場の対策に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

(会長)

第5条 専門家会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は専門家会議を統括する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門家会議は、会長が招集する。

2 専門家会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

4 専門家会議は、公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず会議を行うことができる。

- (1) 審議において熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議する場合

(2) 委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決された場合
5 やむを得ない理由で会議の招集ができないと会長が認める場合は、書面又はインターネットに接続された端末を利用して行う方法により会議を開くことができる。

(庶務)

第7条 専門家会議の庶務は、環境局環境推進部水保全課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。